

みどり薬局における感染対策指針

基本的考え方（目的）

感染を未然に防ぎ、また地域において感染が発生した場合には、感染の拡大防止のため、平時及び感染発生時における薬局業務の適切な対応の維持・確保などが求められる。薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切に、質の高い医薬品提供並びに薬剤師サービスの提供を維持・確保するとともに、薬局利用者、薬局職員、取引関係者等の健康と安全を守ることを目的として、本指針を定める。

1. 平時の対策

1. 1. 体制整備

平時及び感染発生時における薬局業務の適切な体制を確保・構築するため、感染対策委員会を設置・運営する。

当薬局における体制

- ・ 感染対策にかかる管理者（管理薬剤師）
- ・ その他感染に係る委員（薬剤師主任、事務主任）

会議開催

月に1回開催をする

1. 2. 指針・手順書の作成・整備

平時及び感染発生時にける薬局業務の適切な対応等を維持・確保するとともに、薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切で、質の高い医薬品提供ならびに薬剤師サービスの提供を図り、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を守るための「指針」を定めるとともに、当該指針に基づく「手順書」を作成する。

研修・訓練（1. 3. 参照）を通じて手順書の点検を行い、必要に応じて指針・手順書の見直しを行う。

1. 3. 研修・訓練の実施

職員自身の健康を維持するとともに、薬局を利用する地域住民・患者の健康を守り、必要な薬局機能および薬剤師サービスを提供できるよう、衛生管理および感染対策を適切に行うために、職員を対象とした研修・訓練を年に1回以上実施する。

研修の内容や方法について、当薬局の対応を手順書において定める。

1. 4. 職員の健康管理

職員の健康管理について、当薬局の手順書において定める。

1. 5. 薬局の衛生管理

薬局の衛生管理について、当薬局の対応を手順書において定める。

1. 6. 備蓄

薬局の衛生管理、職員の健康管理に必要な物品を備蓄する。当薬局の対応を手順書において定める。

2. 発生時の対応

以下の対応を手順書において定める。

- ・ 医療機関や行政との連携
- ・ 業務場面に応じた感染拡大防止

<変更・廃止手続き>

本指針の変更及び廃止は、常務理事会の決議により行う。

<附則>

本指針は、2024年3月25日から運用する。